

第3南極特別管理地区及び第 77 南極史跡記念物の管理計画

デニソン岬、コモンウエルス湾、キング・ジョージ五世海岸、南極東部

南緯 67 度 00 分 13 秒—南緯 67 度 00 分 50 秒

東経 142 度 40 分 00.1 秒—東経 142 度 41 度 27 秒

序文

デニソン岬とコモンウエルス湾は、南極大陸で初期に人為的活動が行われた重要な場所の一つである。ここには 1911 から 1914 年にダグラス・モーソン博士（後に卿の称号を与えられる）を隊長としたオーストラリア南極遠征隊の基地があり、これは南極探検（1895-1917）の「英雄時代」の重要なシンボルの 1 つで、この時代から残存するわずか 6 つの小屋の 1 つである。

デニソン岬で南極の初期における地質学、地理学、地磁気学、天文学、気象学、氷河学、海洋学、生物学、動物学と植物学の総合的な調査がなされた。また数多くの内陸探査の拠点となり、それらの探査で活動したソリ隊に関連する食料貯蔵庫や道具などの人工物があるのが特徴である。歴史的、文化的および科学的に大変重要な意味を持つため、その地域全体が環境保護に関する南極条約議定書附属書 V 第 2,4,5 および 6 条に基づき、南極特別管理地区（ASMA）として指定されている。また南極条約議定書の第 9 条 (1) と附属書 V 第 8 条 (2) に基づき、南極史跡記念物として登録されている。

デニソン岬は北西/南東に位置する 4 つの谷から成る。オーストラリア南極遠征隊の建物（モーソンの小屋と言われる）や他の建造物を含む人工物のほとんどは、最西にある谷とその谷の両尾根に集中している。歴史的に重要な小屋やその周辺は第 162 南極特別保護地区（ASPA）である。

1.0 保護を必要とする価値の記述

1.1 主要価値

デニソン岬は、その歴史的、考古学的、社会学的そして芸術的価値により特別管理地区として指定されている。

歴史的価値

南極の「英雄時代」は偉大なる人類の冒険と発見の時代である。デニソン岬、コモンウエルス湾にはダグラス・モーソン博士を隊長とするオーストラリア南極遠征（AAE、1911～14 年）の主要基地の残存物、建物、建造物がある。

モーソン博士の探検の第一の目的は科学的研究であるが、オーストラリアのすぐ南に位置する南極沿岸線全体の地図作成もその目的の一つであった。このため、1912 年春にデニソン岬から少なくとも五つのソリ隊による遠征が行われ、その中には極東ソリ隊の Belgrave Ninnis と Xavier Mertz 氏が命を落とし、モーソン自身もかろうじて生き残るとい

不名誉な出来事もあった。全体としては、このソリ隊の遠征により、6,500km以上の沿岸線と内陸地域が探索された。

デニソン岬には、モーソン小屋やその他の比較的手が加えられていない「英雄時代」の重要な人工物等、モーソン博士の遠征の遺跡が数多く残されている。最西の谷やその周辺に遺跡の多くが集中しているものの、歴史的構造物は更に広範囲に位置する。また、人工物や食料貯蔵所等の居住の跡が岬全体に散在しており、研究材料として貴重である。これらは、公文書には記載されていない遠征隊員の生活の一面を知る情報や科学的データとなり得る。

芸術的価値

本地区は現場に残されている人工物を保存することだけではなく、モーソン博士と隊員たちが暮らし、働いていたデニソン岬の文化的景観も保存するよう指定されている。デニソン岬はほとんど絶えることなく吹雪くため、本地区へのアクセスやサイトでの活動は厳しく制限される。斜面下降風等が草原に吹き降り、それが岬の谷間を通り、1912年の5月には時速322キロを記録した突風となり、小屋に強く吹きつける（月の平均風速は時速98キロであった）。デニソン岬は南極で最も風の強い地域というだけではなく、海面位において地球上で最も風の強い場所でもある。よって本地区は、遠征隊員やその他の全ての「英雄時代」の研究者や探検者たちが耐えた極限の孤立や過酷な条件の物理的及びシンボリックな意味を持つ。本地区全体を特別管理地区と指定することにより、モーソン小屋やボート停泊所を視覚的な管轄の焦点とするデニソン岬のユニークな「その地区らしさ」が保護される。なお、モーソン小屋等は第162南極特別保護地区として追加的な保護が行われている。

教育的価値

壮大な南極台地を背景にしたデニソン岬の野生生物と当時のまま手つかずの人工物には、重要な教育的価値がある。本地区の孤立と極限の天候に接した訪問者は、「英雄時代」の研究者や探検者が耐えた状況についての見識と彼らの業績に対する畏敬の念をより深くする。

環境的価値

周辺には不凍地域があまりないため、デニソン岬は生命体の重要な集合地となっている（附属A及びC）。デニソン岬と面積が同等以上の不凍地域で本地区に最も近いところは、デニソン岬（南極特別管理地区の図心から）よりそれぞれおよそ東へ20km、西へ60km離れている。岬はウエッデルアザラシ、ヒョウアザラシおよびゾウアザラシの休息所であり、アデリーペンギン、アシナガウミツバメ、ユキドリ（シロフルマカモメ）およびナンキョクオオトウゾクカモメの重要な繁殖地である。

デニソン岬の主な植物相は半島全体の氷堆石と巨石に生える13種の地衣類である。これ

らの種は、附属書 C にリストしてある。苔植物は存在しない。岩に生える地衣類は、氷河の氷や雪の様々な侵食にさらされるため、回数が少なくとも、訪問者による踏みつけ等の刺激に対して脆弱である。

デニソン岬には 13 の小さな湖がある。それらは氷河作用に関連し、年間を通じてほとんど凍っている常在湖である。このような湖もまた、それらの分水界内の物理的、化学的又生物学的変化に対して脆弱なので、人的活動を管理することが必要である。

科学的価値

地質学者であるモーソン博士は、大陸結合説や氷河の形成過程と気候について調査することを目的として遠征を計画した。また、航行のための南磁極と磁極図の調査、新種の発見を含む生物学的調査および気象観測所の開設を目的としていた。デニソン岬では、モーソン博士が試みようとした実験の再現や更なる磁力、気象学、生物学やその他の科学分野の研究を行うことが可能である。例えば、南極の湖はそれらの持つ比較的単純な生態系から一般的に貴重とされているが、デニソン岬の湖は標本採取されたこともなければ、その生物層が調査されたこともない状況である。また、数多くの非海洋性の藻も存在するが、いかなる調査も行われていない。モーソン博士の遠征記録から、現代の研究結果と比較できる一連のデータを得ることができる。そして本地区はその孤立性から、より多くの人的活動の行われた他の地域の対照区としても大きな価値をもつ。

2.0 目的

管理地区は、当該地区における現在および将来に渡る活動の計画および調整のための一助となり、紛争を回避し、地区の価値の劣化や重大なリスクを避けるために関係者が協力を強めることを目的として設定されている。管理目的は、以下の通りである。

- 地域の地形、人工物、価値の劣化を防止すること
- 計画的な保全と考古学活動プログラムを通じた遺跡価値の保全
- 地域の価値と地形の保全を支援する管理活動を実施すること

3.0 管理活動

本地区の価値を保護する為に以下の管理活動が予定されている。

- 本地区の価値の理解、保護と維持に望ましい、又は必要不可欠な研究やその他の活動。
- 1911-1914 年のオーストラリア南極遠征/又は 1929-1931 年の英国・オーストラリア・ニュージーランド南極研究遠征 (BANZARE) に関連のない物体や本地区の歴史と景観の構成に関連のない物体の撤去は、本地区の価値に悪影響を与えず、又、撤去前

に物体を適切に記録するという条件で行う。保護活動の作業に従事する者の必要性（安全面に係るものを含めて）や保護作業プログラムを考慮して、視覚保護区の基礎構造物の撤去を優先するべきである。

- 自動気象観測所等の基礎構造物等の必要不可欠な維持管理。
- 南極史跡記念物と南極特別管理地区の境界線を掲示する標識の設置。
- 当初の目的を果たしているかを査定することと管理活動が適切かを確認するために本地区へ立ち入るのは認められている。
- 上記の事柄が効率的に実行できるように、本地区で稼働している他の国立南極プログラムや南極歴史的サイト管理に興味/経験のある者との協議を行う。

4.0 指定の期間

指定期間は無期限とする。

5.0 本地区の記述

5.1 地理学的座標、境界の標識及び自然の特徴

デニソン岬（南緯 67 度 00 分 13 秒—南緯 67 度 00 分 050 秒；東経 142 度 39 分 02 秒—東経 142 度 41 分 28 秒）はコモンウェルス湾の中心に位置し、オーストラリアのホバートから南に約 3000 km のキング・ジョージ五世海岸に 60km の幅で広がる地区である。岬そのものは起伏が多く、1.5km 幅の氷、雪、岩や氷堆石がある凹凸のある入り江が南極大陸氷冠の険しい壁からコモンウェルス湾へ向かい突き出している。岬の西側には沿岸に 400m に渡りへこんでいるボートの停泊所がある。

南極特別管理地区（地図 A）の指定範囲は、西部の Land's End（南緯 67 度 00 分 46 秒、東経 142 度 39 分 24 秒）から、ボート停泊所（南緯 67 度 00 分 24 秒、東経 142 度 39 分 28 秒）がある西海岸の北端へ広がり、更にボート停泊所の入り江を渡り、ボート停泊地東岸沿いにある「ペンギンのこぶ」（南緯 67 度 00 分 17 秒、東経 142 度 39 分 31 秒）の北端へと抜け、東部沿岸に沿って南東方向へ John O'Groats（南緯 67 度 00 分 47 秒、東経 142 度 41 分 27 秒）まで下降していく。南部境界線は、Land's End から John O'Groats まで南緯 67 度 00 分 47 秒の緯度に沿って真っすぐに結ぶ。ボートの停泊所の入り江を渡る境界線を除き、北の沿岸線沿いの境界線は最も低い干潮時に現れる土地まで広がる。岬の両端の沿岸線と氷崖は明確に境界線を定義していて、沿岸そのものが境界線なので境界を表す標識は設置されていない。標識は南部境界線の東（Joan O'Groats）と西(Land's End)の境界に設置予定である。

自然の特徴: 地質と地形

デニソン岬の地形は三つの谷とへ南南東から北北西へ連なる一連の岩石の多い四つの尾根から成ると定義される。最西にある最も大きな谷に、オーストラリア南極遠征の建物が

あり、第 162 南極特別保護地区として保護されている。デニソン岬の基盤（岩体）は約 23 億 5 千万年前に巨大な珪長質の正片麻岩が更に古い変成岩に進入し、その一部が変成したもので構成されている。基盤の上には比較的侵食された岩の多い低い層と比較的侵食されていない岩で構成される高い層がある。低い層は、海拔 12 メートル以下では特に顕著で、上層よりも最近の隆起や露出を示している。上層と下層の氷堆石の違いは明確であり、大地の端により近い上層の氷堆石は多様なものがった巨石を含んでいる。下層の氷堆石は地域の岩でちりばめられており、純粋な氷河の氷堆石というよりも海からの「氷の圧力」による結果であろう。

水域

デニソン岬には、基盤岩の縞状構造におよそ平行して 13 の氷河湖がある。真夏のデニソン岬には、コモンウエルス湾に流れる多数の氷河が融けた川も見られる。川の流れが決められたコースを流れ落ちるのか、または流れは定期的な氷結/雪解けのサイクルによるものなのかは判明していない。

生物学的特徴

デニソン岬は、アデリーペンギン、アシナガウミツバメユキドリ（シロフルマカモメ）、ナンキョクオオトウゾクカモメが繁殖を行う夏の生息地である（地図 C）。本地区で見られる他の種はマダラフルマカモメ、ナンキョクフルマカモメ、オオフルマカモメおよびコウテイペンギン(*Aptenodytes forsteri*)である。

本地区は、ウエデッルアザラシ、ミナミゾウアザラシおよびヒョウアザラシの休息地としても記録され、ゾウアザラシに関してはデニソン岬で脱皮が確認されている。しかし本地区への訪問は不定期で継続的なモニタリングが行われていないので、正確なアザラシの個体数は把握できていない。附属書 Bii にこれに関する情報が記載されている。

デニソン岬で観測できる植物相は、附属書 C に種のリストされている地衣類および更なる調査が必要な非海洋性藻類に限定される。

5.2 本地区への立ち入り

デニソン岬はその起伏のある地形と天候の為、海、陸、空からの侵入は困難である。海水や地図に記載のない海底地形により、沿岸からおよそ 3 海里（約 5.6 km）地点までしか船舶は近づけない。そこから小型船舶かヘリコプターを利用するが、荒海や通常の北西風（卓越風）や斜面下降風によって上陸が阻まれることがしばしばある。ボート停泊所や Sørensen 小屋の真北で上陸が行われることもある。ヘリコプター着陸場と離着陸路は地図 C に示されている。

沿岸には道路やその他の輸送設備はない。車両は行動規範（セクション 8 参照）に従う場合においてのみ、使用することができる。

本地区内の歩行者の立入りは行動規範（セクション 8 を参照）に従うものとされ、AAE（オーソトラリア南極遠征）の建物、人工物、鳥や地衣類のコロニーが存在する地区以外の立入りは制限されていない。

5.3 本地区内及び本地区の付近にある建造物や建造物の位置

デニソン岬は 1911 から 1914 年の AAE（オーストラリア南極遠征）で建築された四つの歴史的建造物と記念の十字架があることで知られる。建造物とその周辺地区は ASPA（南極特別保護地区）162 により保護されている。

南極特別管理地区内には、モーソンの母屋の東約 150m に位置するアネモメーター丘の上のマストと調査マーカー等のオーストラリア南極遠征時代の建造物が複数存在する。1931 年 1 月 5 日に BANZARE 隊（ダグラス・モーソンを含む）の隊員たちが、イギリスを代表してキング・ジョージ五世海岸の領土所有権を主張するためにデニソン岬を訪れ、宣言の旗と声明書が入られた小型の容器を支えるためにそのマストを使用した。小さな木材の記念の盾と声明書はいまもマストに括り付けられており、彼らの訪問の現存する唯一の「公式な」人工物である。

デニソン岬にはその他に六つの建造物があり、それらは自動気象観測所（AWS）Sørensen 小屋として知られる野営避難所、赤い繊維ガラスで出来た「りんご」小屋、テントを張るための木製の台、Granholm 小屋として知られる野営避難所、そしてモーソンの母屋の近くにそれが歴史的記念碑であることを示す盾である。

自動気象観測所は南緯 67 度 00 分 33 秒；東経 142 度 39 分 51 秒、モーソン母屋の南東約 150m にあるラウンド湖近くの小山に位置する。これは、米国マジソンにあるウイスコンシン大学の南極自動天候プロジェクトの一環として、また当該大学の所有物として、1990 年以來稼働している。

Sørensen 小屋は南緯 67 度 00 分 29 秒；東経 142 度 40 分 12 秒、モーソンの母屋から東へ約 400m に位置する。本小屋は 1986 年にオーストラリア国立プログラムにより、モーソン小屋で保護作業をしている隊の臨時の避難所にする為に建設され、食料と野営用道具を貯蔵している。その他様々な用品が Sørensen 小屋の下やすぐ横に、また「りんご」小屋の近くにも貯蔵されている。

Grahholm 小屋は南緯 67 度 00 分 29 秒；東経 142 度 39 分 26 秒、モーソンの母屋の北西約 160m に位置する。それは 1978 年にモーソン小屋で作業をしている隊の緊急避難所や作業場として建設された。そこには様々な建物の建築資材、野営用の道具がいくつか、そしてわずかな食料が貯蔵されている。小屋の下にも建築資材が保管されている。

Grahholm 小屋の東には、主屋棟の保護に使用するオレゴンやバルチック松の木材が山積みになっている。この木材の束はロックボルトに繋いだ亜鉛メッキケーブルで固定されている。同様の木材の束は、主屋棟の南東 100m にある岩上や、指定ヘリコプター離着陸場か

ら東へ 10m のところにもある。

現在主屋棟に隣接するところに設置されている南極史跡記念物マーカーは、デニソン岬の全てが史跡として指定されたことを示す適切な標識に置き換えられる。その標識は英語、フランス語、スペイン語とロシア語で、南極条約において当該サイトが保護されていることおよび保護の内容が表記される。

モーソン博士の遠征で残留品は本地区全体に散らばっており、積雪状態によるが、年々その姿を現してきている。残留品としては、記念塚、捕獲したペンギンやアザラシの死骸、木材そして大量の分解したペンギンの骨格の収集品等が挙げられる。また、非常に多くの人工物が雪の下に存在しているとされている。モーソン博士の 1912 年の遠征でそり隊の補給所として掘られた「アラジンの洞窟」として知られる氷穴の人工物が、南極特別管理地区もしくはその近辺に存在する可能性がある。その洞窟は 1912 年の当初、南緯 67 度 05 分、東経 142 度 38 分、モーソンの母屋から南へ 8km の台地に位置したが、氷の動きにより、当初の位置から斜面を最大で 4.5km 下った可能性がある。この正確な位置は今後調査される。

5.4 本地区の周辺にあるその他の保護地区の位置

四つのオーストラリア南極遠征の小屋がある第 162 南極特別保護地区は、デニソン岬がある南極特別管理地区内にあり、その歴史と社会的価値を保護する目的で指定された。

デニソン岬がある南極特別管理地区は南極条約で第 77 南極史跡記念物としても同時に登録を受ける。

デニソン岬から 50km 内には他の南極特別保護地区及び南極特別管理地区はない。

6.0 本地区内の制限地区

本地区内での全ての活動は環境保護に関する南極条約議定書とこの管理計画（セクション 8 を参照）に含まれる行動規範に従うものとする。これらの一般的なガイドラインに加えて、本地区の管理目的を満たす為に 3 つの区域で、ある種の活動に制限が設けられている。

6.1 第 162 南極特別保護地区 (ASPA)

第 162 南極特別保護地区（モーソンの小屋）は南極特別管理地区内にある。この南極特別保護地区には四つのオーストラリア南極遠征の小屋があり、それらの歴史と社会的価値を保護する目的をもつ。南極特別保護地区への立入りや地区内での活動には許可が必要であり、また、南極特別保護地区の管理計画に従うことが必要である。

6.2 景観保護地区

モーソンの小屋と記念の十字架のあるところは、デニソン岬の文化的景観を考えた場合に非常に重要である。景観やその周囲を取り巻く環境とモーソンの小屋があるその場所の

雰囲気を保護する為に、南極特別管理地区の中に景観保護地区が定義されている。価値を保つ為に、景観保護地区内で新しい建造物の建築は認められていない。景観保護地区は地図 A と B に示されており、大まかには歴史的建造物を含む谷の東西の尾根線に囲まれている場所と定義される。その境界線は沿岸線（南緯 67 度 00 分 24.9 秒、東経 142 度 39 分 14.3 秒）から氷の台地（南緯 67 度 00 分 46.8 秒、東経 142 度 39 分 37.2 秒）の最西の尾根の西側に沿って南東につながっていく。さらに、氷の台地の端を北東に沿って南緯 67 度 00 分 43.9 秒、東経 142 度 40 分 5.6 秒の地点まで続き、ラウンド湖とロング湖の間を北北西へ南緯 67 度 00 分 33.7 秒、東経 142 度 39 分 59.8 秒の地点まで続き、マグネトグラフ（記録磁力計）ハウス（南緯 67 度 00 分 20.3 秒、東経 142 度 39 分 46.6 秒）まで達し、海（南緯 67 度 00 分 15.7 秒、東経 142 度 39 分 28.2 秒）へ向かって東の尾根線の東側に沿って北西へとつながっていく。

6.3 ヘリコプター地域

ヘリコプターの運行は、野生生物の繁殖と換羽を妨害する可能性がある。夏季の間デニソン岬のアザラシや鳥の繁殖に及ぼす影響を最小にするため、ヘリコプターの着陸は地図 C に示されているサイトでのみ実施し、また進入や離陸も地図に示される飛行経路に従うことが求められている。

離陸経路は野生生物が集中する場所を可能な限り避けて選択された。単発エンジンのヘリコプターの使用が望ましいが、野生生物により大きな影響を与えることを十分に考慮にいたした上で双発エンジンのヘリコプターも使用されることがある。附属書 B i と B ii にアザラシの存在地と本地区における鳥の繁殖サイクルが表で示されている。双発エンジンのヘリコプターの運行は鳥が卵を孵化し、又は雛を育てている期間は避けることとされている（10 月末から翌年 3 月の始めまで）。

7.0 本地区の地図

地図 A：デニソン岬管理地区

南極特別管理地区の境界線、史跡、景観保護地区、第 162 南極特別保護地区と本地区の重要な地形の特徴を表記 差し込み図は南極大陸と関連した位置を示す。

投影法：UTM ゾーン 54

座標系：WGS84

地図 B：デニソン岬の景観保護地区

景観保護地区の境界線と重要な歴史的建造物の位置を示す。建造物は四つのオーストラリア南極遠征の小屋、記念の十字架、アネモメーターの丘と BANZARE 隊宣言マスト。

投影法：UTM ゾーン 54

座標系：WGS84

地図 C：デニソン岬の飛行経路と鳥のコロニー。

ヘリコプターの進入、離着陸のサイトとその近隣の鳥のコロニーを示す。

投影法：UTM ゾーン 54

座標系：WGS84

8.0 行動規範

個々の行動は南極の環境を保護することに大きく貢献する。この行動規範はデニソン岬における環境への影響を最小にするための総合的なガイドラインであるが、全ての状況には対応できない。国立プログラムの関係者や観光客を含む全ての訪問者は己の責任を認識し、あらゆる側面から環境への影響を、特にここで示される価値への影響を最小にする努力をすること。

8.1 本地区への出入りの経路及び本地区内での移動

本地区内では小型の全地形型車両を除いて、全ての陸上車両の使用は禁止されている。全地形型車両を用いる場合には、歴史的建造物に配慮し、地衣類や海鳥が岩石の多いところにコロニーを形成しているため雪や氷の表面のみを走行すること。本地区内での歩行者による立入りには制限は設けていないが、建造物が多い地域（例として主屋棟のすぐ北の建造物の多い地域）や鳥や地衣類のコロニー形成地とペンギンの「ハイウエー」（巣と海とを結ぶ確立した経路のこと）は避けること。

8.2 本地区内で実施されているか又は実施することのできる活動

- 歴史的重要な物の保存と考古学的作業
- 科学的研究を含む研究
- 勧告 XVIII-1 に沿った観光を含む、教育およびレクリエーション目的での訪問
- 自動気象観測所と本地区内の歴史的と芸術的価値を構成する歴史的に重要でない物体の撤去を含む、歴史的に重要ではない建造物の基本的な維持。これらの活動は許可を受けた者でなければならない。

8.3 建造物の設置、改築又は撤去

南極特別管理地区の歴史的、考古学的、社会的、芸術的及び環境的価値を守る為に、本地区内には新しい建造物の建築及び追加的な科学機器の設置はできない。上記のセクション 3 で明記された保護、研究と維持活動は例外となる。本地区内に残された全ての機器や建造物は、定期的に維持や撤去の可能性について検討されなくてはならない。

8.4 野営地の位置

本管理活動に沿って活動を行う隊は、新しい建造物を建設するよりも、既存の非歴史的建造物を使用すべきである。テントは Sørensen 小屋に隣接する木製の台に張ること。小屋や備品の使用に関しては、それらを必要とする可能性のある他者の安全を確保するために、可能な限りすみやかにオーストラリア国立プログラムに報告すること。

8.5 在来の植物及び動物の採捕又はこれらに対する有害な干渉

野生生物への接近に際しては、環境保護委員会で定められた接近距離を守ること。委員会のガイドラインが出来るまでは以下の表 1 を参照すること。訪問者が湖で洗浄したり、泳いだり、潜水することは禁止されている。これらの活動は水を汚染し、水流を攪乱し、微生物の群落および堆積物を乱す恐れがある。

表 1 野生生物に接近する際に保つべき最低距離

種	時期	徒歩で (m)
ユキドリ (シロフルマカモメ)	巣作り期間中	15
アシナガウミツバメ	巣作り期間中	15
ナンキョクオオトウゾクカモメ	巣作り期間中	15
アデリーペンギン	夏季：氷上又はコロニーを離れる時期	5
	夏季：コロニー内で繁殖中	15
繁殖期のウェッデルアザラシとその子供 (離乳したばかりの子を含む)	全ての期間	15
成長して独立したアザラシ (全ての種)	全ての期間	5

8.6 訪問者によって本地区へ持ち込まれた物以外の収集及び除去

デニソン岬は史跡として南極条約のリストに明記されている。条約の附属書 V の第 8 条 (4)によると、人工物の除去が保護のために必要不可欠である場合を除き、デニソン岬の歴史的建造物やその他の人工物の損傷、破壊又は除去は禁止されている。適切に訓練を受けた者でかつ許可を得た者のみが人工物を撤去することができる。デニソン岬から除去された人工物は、再び同じ場所へ戻すことで、更なる損傷や劣化を引き起こさない限り、元の場所へ戻されることが一般的に望ましい。人工物が除去された際には、デニソン岬での考古学的研究に関する文書をそれに応じて改訂されるように、オーストラリア国立プログラムへ報告すること。

8.7 廃棄物の処分

汚物を含む全ての廃棄物を本地区から除去すること。車両や発電機等の必要機器の燃料補給時には、周囲の環境に細心の注意を払うこと。燃料補給は湖や雪解け川の集水域、氷端その他ダメージを受けやすい場所では行わないこと。

8.8 本地区への訪問の関係当局への報告

本地区での活動における協力と調整を強化し、効果的なサイトのモニタリングと管理を実施し、累積影響の検討を促進し、この管理計画の目的と目標を満たすために、報告を行う。

本地区へ訪問、上陸もしくは活動を計画する国立プログラムの関係者、観光客及びその他の非政府関係者は、その目的を可能な限りすみやかにオーストラリア国立プログラムへ報告すること。全ての野外活動の詳細はオーストラリア国立プログラムの管理データベースに移転するので正確に記録すること。セクション9を参照。

9.0 情報交換

本地区で活動を行う締約国と非政府関係者は本地区への訪問中に、この管理計画に影響を与えそうな情報を交換すること。例として、遠征及びツアーのリーダーは適切な関係当局へ本地区で行った活動について報告をすること。その報告には必要に応じて、決議2(1998) (CEP 1)の附属書4にある訪問報告書様式で確認されている情報を含めること。締約国は活動記録を保管し、毎年の情報交換を通じて、当局の管轄内での活動内容の要約を提供すること。それは本管理計画の効率性を評価するのに利用できる程度に詳細なものでなければならない。

締約国は可能な限り、訪問記録又はサイトの利用記録を保管し、管理計画のレビュー及び本地区の利用に役立てられるように、その原本又はコピーを公的に利用可能な所に保管すること（例えばモーソン小屋のウェブサイトへ (http://www.aad.gov.au/mawsons_huts))。

10.0 関係書類

【原文そのまま、訳さなくてよいので、記載して下さい】

附属書 A

デニソン岬とコモンウエルス湾で記録された動物相

デニソン岬の海鳥の繁殖数 (つがいの数)

種	つがいの数、	2002年12月
アデリーペンギン	(<i>Pygoscelis adeliae</i>)	1,8737
アシナガウミツバメ	(<i>Oceanites oceanicus</i>)	38
ユキドリ (シロフルマカモメ)	(<i>Pagodroma nivea</i>)	30
ナンキョクオオトウゾクカモメ	(<i>Catharacta maccormicki</i>)	8
?ナンキョククジラドリ	(<i>Pachyptila desolata</i>)	(繁殖時期は不確定)
?マダラフルマカモメ	(<i>Daption capense</i>)	(繁殖時期は不確定)

デニソン岬で見られる他の海鳥

種

ナンキョクフルマカモメ	<i>Thalassoica antarctica</i>
オオフルマカモメ	<i>Macronectes giganteus</i>
キングペンギン	<i>Aptenodytes patagonica</i>
ロイヤルペンギン	<i>Eudyptes schlegeli</i>
ヒゲペンギン	<i>Pygoscelis Antarctica</i>
コウテイペンギン	<i>Aptenodytes forsteri</i>

デニソン岬で記録されたアザラシ

種

ウエッデルアザラシ	(<i>Leoptonychotes weddellii</i>)
ヒョウアザラシ	(<i>Hydrurga loptonyx</i>)
ミナミゾウアザラシ	(<i>Mirounga leonina</i>)

附属書 B

ヘリコプターによる調査：

デニソン岬とコモンウエルズ湾で巣作りをする海鳥の繁殖サイクル

デニソン岬で繁殖する種	数	夏季の繁殖サイクル
アシナガウミツバメ (<i>Ocean oceanicus</i>)	約 38 のつがい 三つの小さなコロニー	12 月中旬前は成鳥、その後は成鳥、卵と雛
ユキドリ(シロフルマカモメ)(<i>Pagodroma nivea</i>)	約 30 一つの小さなコロニー	11 月末前は成鳥、その後は成鳥、卵と雛
アデリーペンギン、 (<i>Pygoscelis adeliae</i>)	約 18,800 のつがい 数多くのコロニー	11 月前は成鳥、その後は成鳥、卵と雛
ナンキョクオオトウゾクカモメ (<i>Catharacta maccormicki</i>)	約 8 のつがい 巣はペンギン・コロニーの周辺に散らばる	12 月中旬前は成鳥、12 月中旬後は成鳥と卵、12 月末より後は成鳥とヒナ

附属書 Bii

ヘリコプターによる調査：

コモンウエルズ湾とデニソン岬のアザラシ

種	数	夏季の繁殖サイクル
ウエッデルアザラシ (<i>Leptonychotes weddellii</i>)	正確な数は不明、コロニーはなし。	11 月前にはアザラシは観測されず。11 月中旬から 12 月末までは一日に約 24 頭の成長したアザラシ。
ゾウアザラシ (<i>Mirounga leonina</i>)	正確な数は不明、コロニーはなし。	12 月に一日に約 2 頭の成長したアザラシ。

附属書 C

デニソン岬とコモンウェルス湾で記録された植物相

以下の分類群は 1911 年から 1914 年のオーストラリア南極遠征(AAE)と 1929 年から 1931 年の BANZARE により調査され、BANZARE 報告書、1948 年 7 月 Vol. VII シリーズの中で Carroll W. Dodge により発表された。

地衣類

Lecideaceae(へりトリゴケ科)

サイハテノへりトリゴケ (*Lecidea cancriformis*)

Umbilicaiaceae(イワタケ科)

ネナシイワタケ (*Umbilicaria decussata*)

Lecanoraceae(チャシブゴケ科)

ナナバケチャシブゴケ (*Rhizoplaca melanophthalma*)

コケノウエノチャシブゴケ (*Lecanora expectans*)

ナンキョクホウネンゴケモドキ (*Pleopsidium chlorophanum*)

Parmeliaceae (ウメノキゴケ科)

コフキシロムカデゴケ (*Physcia caesia*)

Usnaeaceae

タカネケゴケモドキ (*Pseudephebe minuscula*)

ナンキョククロヒゲゴケ(*Usnea antarctica*)

Blasteniaceae

ナンキョククロウソクゴケモドキ(*Candelariella flava*)

アカサビゴケ(*Xanthoria elegans*)

コフキアカサビゴケ(*Xanthoria Mawsonii*)

Buelliaceae (スミイボゴケ科)

ナンキョクスミイボゴケ (*Buellia frigida*)

Bryophytes(苔植物類)

デニソン岬で苔植物の存在は確認されていない。

多数の非海洋性の藻が存在するが、調査は行われていない。

地図 A: デニソン岬管理地区

地図 B: デニソン岬の景観保護地区

地図 C: デニソン岬の飛行経路と鳥のコロニー